同法第三十条の十九第一項中「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」とあるのは「、弁護士法人又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第五号に規定する外国法事務弁護士法人をいう。）」と、同法第三十条の二十二第四号中「第七条各号（第二号を除く。）」とあるのは「第七条各号（第二号を除く。）（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十条において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第十一条」とあるのは「第十一条又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第三十条」と、同条第六号中「まで」とあるのは「まで若しくは外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十四条第一項第二号から第四号まで」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第一項若しくは同法第三十一条第二項」と、同条第七号中「第三十条の三十第一項（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十条第一項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条」と、同法第三十条の三十第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十条第一項において準用する弁護士法」と読み替えるものとする。

2　弁護士法第七十二条並びに第七十四条第一項及び第二項の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人には適用しない。

第七章　他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併

（他の種類の法人への変更）

第八十一条　次の各号に掲げる法人は、当該各号に定める定款の変更をすることにより、弁護士・外国法事務弁護士共同法人となる。

一　弁護士法人　外国法事務弁護士を社員として加入させる定款の変更

二　外国法事務弁護士法人　弁護士を社員として加入させる定款の変更

2　弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める法人となる。

一　弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が外国法事務弁護士である社員のみとなつた場合　外国法事務弁護士法人

二　外国法事務弁護士である社員が脱退したことにより当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員が弁護士である社員のみとなつた場合　弁護士法人

3　弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人が前二項の規定により他の種類の法人となつたときは、その時から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、他の種類の法人となつた旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

（他の種類の法人との合併）

第八十二条　次の各号に掲げる法人は、総社員の同意があるときは、当該各号に定める法人と合併することができる。

一　弁護士法人　外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

二　外国法事務弁護士法人　弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人　弁護士法人又は外国法事務弁護士法人

2　前項の場合において、合併後存続する法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を除く。）は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるものとし、合併により設立する法人は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人でなければならない。

3　弁護士法第三十条の二十七第二項から第四項まで、第三十条の二十八及び第三十条の二十九の規定は、前二項の場合について準用する。

第五十条の十三第一項中「第四十二条並びに第四十九条の三第一項」を「第四十三条並びに第五十二条第一項」に改め、同条第二項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第五十二条第一項第二号」を「第八十四条第一項第二号」に、「第三十一条第二項」に、「第五十一条」を「第八十三条」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項」に改め、第五章中同条を第六十七条とする。

第五十条の十二中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第六十六条とし、第五十条の十一を第六十五条とする。

第五十条の十第二項中「第四十五条第二項及び」を「第四十六条第二項及び」に、「第四十九条の四」を「第五十三条」に、「第四十九条の五」を「第五十四条」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に、「第四十五条第二項ただし書」を「第四十六条第二項ただし書」に改め、同条を第六十四条とし、第五十条の九を第六十三条とする。

第五十条の八第二項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「第五条の二第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十条の七第二項中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十条の六第二項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第二条第八号」に、「同条第九号」を「同条第十二号」に改め、同条を第六十条とし、第五十条の五を第五十九条とする。

第五十条の四第二項各号中「第五十一条」を「第八十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第九十二条又は第九十四条の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人が除名され、又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内に当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員であつた者でその処分を受けた日から三年（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

第五十条の四を第五十八条とし、第五十条の三を第五十七条とし、第五十条の二を第五十六条とする。

第五十条第一項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、「外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第五号に規定する外国法事務弁護士法人」と、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」とあるのは「同法」と、「外国法事務弁護士法人（同条第五号」に、「弁護士法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人の社員」を「弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員」とあるのは「外国法事務弁護士法人若しくは外国法事務弁護士共同法人の社員」に改め、第四章第三節中同条を第五十五条とする。

第四十九条の五中「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十九条の四中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十九条の三第一項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第二号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第七項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同条を第五十二条とする。

第四十九条の二中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条第一項中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とする。

第四十七条第二項中「第四十五条第二項ただし書」を「第四十六条第二項ただし書」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とする。